

令和8年3月9日

倶知安町議会議長 作井 繁樹 様

議員定数に関する特別委員長 坂井 美穂

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

受 理 番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果	委員会の意見	措 置
陳 情 第2号	令和7年 4月30日	倶知安町議会議員の 定数削減を求める陳 情	不採択とす べきもの	なし	

議員定数に関する特別委員会審査報告書

I 審査事件

陳情第2号 倶知安町議会議員の定数削減を求める陳情

II 審査の経過

1. 令和7年 4月30日 陳情第2号の付託を受ける。
2. 令和7年 5月20日 審査方法について協議する。
3. 令和7年 7月10日 陳情者から陳情の趣旨について説明を受ける。
4. 令和7年 8月 8日 陳情の審査を行う。
5. 令和7年 8月29日 陳情の審査を行う。公聴会の実施について議論する。
6. 令和7年11月 7日 公聴会の実施を決定する。
7. 令和7年11月17日 公聴会の内容について議論する。
8. 令和7年11月28日 公聴会の内容について議論する。
9. 令和8年 1月16日 公聴会の内容及び公述人選考について議論する。
10. 令和8年 1月30日 公聴会を行う。
11. 令和8年 1月31日 公聴会を行う。
12. 令和8年 2月 9日 陳情の審査を行う。
13. 令和8年 2月17日 陳情の審査を行い、不採択とすべきものとする。
14. 令和8年 2月24日 審査報告書の内容を議論する。
15. 令和8年 3月 9日 審査報告書をまとめる。

III 審査の概要

1. 陳情の趣旨

令和7年4月1日より議会の議員報酬額と期末手当が引き上げられることで町財政を圧迫すること、近年の定住人口の減少を鑑み、議会のあり方についても再考する必要がある、議員2名の削減を要望する。

1. 最後に議員の人数が削減された平成19年以降、町の定住人口が減少しているにもかかわらず、議員の人数の削減が行われていない。
2. 前々回の平成31年の議員選挙においては無投票。前回の令和5年選挙では落選者は1名。わずか100票台でも当選している。
3. 議員報酬・期末手当を引き上げるのであれば、議員を削減して町民の理解を得るべきではないか。
4. 選挙を行い議員の資質の確保と、議会レベルの向上をさせるべきではないか。

2. 審査の総括

本委員会では、陳情第2号の陳情趣旨について陳情者から説明を受けた。

また公聴会を開催し、広く町民から議員定数に対する考えを拝聴し、そのうえで陳情者が指摘する陳情項目及び委員会で整理した論点について審査した。

審査では、次のような意見が出された。

- ・議員報酬及び期末手当増額後の議会費全体が一般会計に占める割合は0.69%であり、町財政を圧迫しているとは言えない。
- ・日本人の定住人口は減少傾向だが、外国人を含めた総人口は増加傾向である。それによる新たな行政課題も多く、町政監視を担う議会が果たすべき役割も多い。
- ・外国人住民の増加は冬季限定であり、定住人口は1千人ほど。日本人人口の減少により定住人口は減少している。人口規模に見合った定数を考えるべき。
- ・周辺町村や同規模町村と比べても議員定数が多い。
- ・定数削減が選挙の無投票回避につながる因果関係が不明。定数を削減することでかえってハードルがあがり、立候補をためらう要因になりかねない。
- ・無投票は、議会・議員の活動が町民に広く知られていないことも原因の一つ。広報活動を充実させ、議会への関心を高める取組が必要ではないか。
- ・得票数はその時の有権者数、投票率、立候補者数の影響を受ける。
- ・法定得票数を上回っている以上、得票数が少ないことは否定されるものではない。
- ・令和7年4月1日付けの議員報酬及び期末手当の引き上げは、町特別職職員報酬等審議会の答申を受けて決定したものであり、定数削減をしなければ町民の理解が得られないという指摘はあたらない。
- ・陳情者や公聴会公述人からは、議員報酬は決して高いとは言えない、専業で議員をやれるだけの金額ではない、という意見が出されていた。
- ・議員報酬と議員定数は分けて議論すべきものである。適正な議員報酬、議員定数は今後も検討すべき課題。
- ・議会レベルの向上と選挙は関係ないと思われる。議会レベルの向上には議員個人による自己研鑽が必要。
- ・定数を減らすことで競争原理が働き、議会・議員の質の向上に繋がる。

上記の審査を経て、本委員会は賛成少数で不採択とすべきものの結論に達した。

なお、本町に相応しい議員の定数や報酬などについては、陳情の有無にかかわらず議会として継続的に協議・検討すべきとの意見が複数の委員から出されたことを付記する。

IV 審査の結論

本委員会は、陳情第2号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。